

吉田清成関係文書の紹介

堂 満 幸 子

「これまで黎明館が受託保管してきた『吉田清成関係文書』を今度、清成の令孫に当たる吉田清重氏の御厚志により寄贈いただき、館有資料として紹介できることとなった。

この「吉田清成関係文書」は、縦四一・五センチ、横五八・五センチの画帖三冊に、西郷隆盛や大久保利通ら郷土出身者を始め、三条実美や岩倉具視など、明治時代前半に政界・官界の中枢で活躍した人々からの吉田清成宛書簡七〇余通が納められている。

吉田清成は弘化二（一八四五）年三月、源左衛門の四男として鹿児島城下に生まれた。幼名巳之次。鹿児島開成所に入所し蘭学を学び、慶応元（一八六五）年二十歳の時薩藩留學生の一員に選ばれ、永井五百助と変名して渡英した。イギリス・アメリカで学ぶこと七年、政治・経済学を修め、銀行・保険業の実務についても研究した。明治三（一八七〇）年に帰国し、翌年大蔵省御用掛となった。租税権頭・大蔵少輔を歴任し秩禄処分に伴わり、その資金調達のため同五年、再びアメリカ・イギリスに赴き、国債募集に奔走し翌年帰国した。同七年特命全権公使としてアメリカに駐在し、条約改正の任に当たった。同十二年来日したアメリカ合衆国グラント前大統領の接伴掛を務め、琉球帰属問題、さらに懸案

の条約改正に尽力した。同十五年外務大輔、同十九年農商務次官に任ぜられ、同二十年五月勲功により子爵を授けられた。その後元老院議員、枢密顧問官を務めたが、同二十四（一八九一）年八月三日病により四十七歳で没した。

このように当時の国政、殊に外交面で寄与したにも拘らず、従来、吉田清成の生涯については人口に膾炙されることが少なかったように思われる。

前述したように、七〇余通の吉田清成宛書簡は、明治維新期を通じて国政に深く関与した人物たちからのものである。これらの書簡を通覧すると、清成の任じた役職名が宛名に明記されているのが散見される。例えば、租税権頭、大蔵少輔・大輔、全権公使、農商務次官などである。言うまでもなく、清成の職掌に関する記述が多く見られ、清成が果たした政治的役割が読み取れる。しかし、画帖に仕立てる際に、書簡の差出人毎に配列されたため、その次序はかなり前後している。なお、その他の書簡のうち、大久保利通の書簡が二通あるが、その大久保利通の暗殺事件に関する寺島宗則や伊藤博文らの書簡もあり、感慨深く見られる。尤も、これらすべての書簡が未公開のもので、西郷隆盛や大久保利通

など、これまでに広く収集された関係資料の公刊物にも未採録である。

聞くところによると、吉田清重氏伝承の他の多くの資料は、太平洋戦争の戦禍により焼失したそうである。幸いにして今回、黎明館の館有資料となったこの「吉田清成関係文書」を解読し紹介することによって、明治前半期に活躍した吉田清成像を甦らせ、ひいては当時の政治・経済・外交等の研究資料を僅少なから補うことになるのではないかと思う。

解読文については、次のようにした。

- 一 解読は画帖の貼付順に従い一連番号を付したが、時代考証はしなかった。
- 二 漢字は原文の用字に従い、仮名は、者・江・而・茂・与のほかは現行の仮名に改めた。
- 三 適宜に読点を付した。
- 四 誤字・当て字、意味不明の箇所などには、その傍らに（ママ）を付した。
- 五 抹消または訂正された文字には左傍に「」を付した。
- 六 差出人の生没年・出身・肩書などを、それぞれ簡略に注記した。
（吉川弘文館『明治維新人名辞典』に拠った）
- 七 大きさは 縦×横とし、単位はセンチメートルで表した。



薩藩留学生 前列（左から）町田清次郎、町田久成、磯永彦輔、
後列（左から）田中盛明、町田実績、鯨島尚信、松木弘安、吉田清成

此書簡乃一信也
 紙解一長一短一折一
 字計而書不致誤治
 丹升。未。是。信。認。之。
 程。之。少。相。之。事。去。之。一。
 留。不。日。始。之。上。方。一。為。
 同。以。於。體。可。之。之。之。之。
 大。之。之。之。之。之。之。之。

吉田先生
 閣下
 五月十日 壽

一〇 大山 巖書簡

石岡島殿
 乃。乃。一。一。一。一。一。一。
 亦。亦。亦。亦。亦。亦。亦。亦。
 之。之。之。之。之。之。之。之。
 天。天。天。天。天。天。天。天。
 日。日。日。日。日。日。日。日。
 一。一。一。一。一。一。一。一。
 吉井友実

一五 吉井友実書簡

多。多。多。多。多。多。多。多。
 之。之。之。之。之。之。之。之。
 一。一。一。一。一。一。一。一。
 其。其。其。其。其。其。其。其。
 有。有。有。有。有。有。有。有。
 一。一。一。一。一。一。一。一。
 上野景範

一九 上野景範書簡 上

氏安靜より名を承り
 口者出仕田島吉原
 多々如朝舞出出張
 瑞春より下へ内願
 仕手越ゆる名を承り
 少々の口入は名を承り
 お水不致り名を承り
 依り口指合本人志致
 赤叶より口指合一人

昌安の神無
 吉田老巻
 仁神系
 吉田老巻

三一 仁礼景範書簡 上・下

洞窟の神無
 三月十九日
 川路利良

三五 川路利良書簡

子...
 中...
 任...
 依...
 小...
 便...
 本...
 亦...
 少...

六二 小松帶刀書簡 下

高...
 長...
 亦...
 之...
 多...
 出...
 日...
 平...
 會...

大...
 久...
 中...
 年...
 可...
 以...
 取...
 子...
 或...
 新...

六三 寺島宗則書簡 上・下

一 山県有朋書簡

(一七・〇×五二・〇)

御清通奉敬賀候、井上毅之書東早速御送致被下、一読返却仕候、尔後韓城之情況さして相変事も無之相見候處、馬建忠之頗内政ニ干渉シ、將來如何之變然と現出スベキヤハ難ト知事ニ有之候、且昨朝帰朝之士官も同様之事承り及候、他者拝光萬讓、草、頓首、

(一八三八、一九二〇) 長州藩、陸軍卿、内務大臣、内閣總理大臣)

九月十五日

有朋

吉田太輔殿

二 山県有朋書簡

(一七・五×三〇・五)

花房公使崎陽之報告書御送致、一閱返却仕候、草、頓首、

八月十一日

有朋

吉田太輔殿

三 山県有朋書簡

(一六・五×二〇・〇)

拝誦仕候、弥御清通奉欣服候、扨隨日御相談被成度儀拝承、就而八十一時五分十二時之間御鞍勞被下候ハ、大ニ仕合申候、拝復、

九月廿九夜

山縣有朋

吉田全權公使様

四 大木喬任書簡

(一九・〇×九一・〇)

昨日御相談仕置候通り、今日今村和郎さし出候間、御聞取被下度、同人午前早、出頭被致候處、他客有之隙取候間、尊所ニ出頭延引仕候、同人

別ニ故障も不被有之候趣ニ付、午後ニ相成候ともさし支無之よし御含み

置被下候、申上候条約案ハ先以テ小子之分ヲさし上申候、御落手被下度、此段為可得貴意早、

(一八三二、一八九九) 佐賀藩、民部、文部、司法卿、元老院、枢密院議長)

三月十三日

大木 拝

吉田殿

五 佐々木高行書簡

(一九・五×三三・五)

拝呈仕候、然者今夕参上之段申上置候處、明日九州行之者司法省中ニも多分有之、夫にて多事ニ付、又、今夕之處御断仕候、いづれ近日拜趨可申謝候得共、先者右斗、匆、頓首、

二月十四日

(一八三〇、一九一〇) 土佐藩、工部卿、枢密顧問官)

高行

吉田雅大人
御親拆

六 山田顯義書簡

(一九・〇×七二・五)

過日御示被下候安宅町地所ハ、至極恰好之處ニ存候間、借用ニ而も買得ニ而も致度存候間、可然御配意被下度御頼仕候、愚考ニ而ハ暫時拝借致居、其後御拂下願致仕方可然欵と存候、御都合如何御示可被下候、為右
拜具、

追而、是等之事一、入貴聞候も恐入候間、何某ニ欵御命被下候は、其人も相談可仕候也、

二月九日

(一八四四)一八九二 長州藩、陸軍中將、參議・工部卿、司法卿)

吉田老臺

顯義

七 伊達宗城書簡

(一七・〇×四七・〇)

建斐云々、今朝本人の内話候処、愚案於途中接判事務無之と存候得共、亦東京接判懸モ有之故、迎接之内を先へ遣候而ハ不平之二點胸間ニ生候半、老婆心より同行可然と答置候処、先生ニも郵船を遣方可然と考、且何欵之都合ニハ辨利と存候故、強而前説主張不申故、取極可被申様存候也、

(一八一八)一八九二 宇和島藩主、外国官知事、參議、民部・大藏卿)

六月二十六日

宗城

清成殿

八 佐野常民書簡

(一七・五×五三・五)

愈御清適奉大賀候、陳者拙生義、過般來相州地方へ罷越居候處、昨夕帰京仕候、然ルニ少々御面話相願度義有之、今朝九時過之處ニ而、鳥渡參殿仕度、強而御差支も無之候ハ、御出省、暫時御見合被下候義ハ相叶申間敷哉、可相成ハ御了諾奉願置候也、草々頓首、

(一八三二)一九〇二 佐賀藩、枢密顧問官、農商務大臣)

三月八日

常民

吉田老臺
侍側

九 鍋島直大書簡

(一九・〇×六三・〇)

拝啓、愈以御清祥奉拝賀候、然者去ル九日西班牙公使敷章捧呈一条ニ付、御打合之末、次第夫々取調中ニ御座候、兼而同公使ヨリ差出候次第ニ付、意見書之譯文ハ其節御渡相成候得共、尚参考之為メ、右原文之写御回致被下度、此段乍御手数及御依頼候、匆々敬具、

(一八四六)一九二二 佐賀藩主、宮中顧問官、皇典講究所、国学院大学長)

二月十六日

鍋島直大

吉田外務大輔殿

一〇 大山 巖書簡

(一六・〇×三六・五)

拝啓、陳ハ過日被仰聞候製絨所々長之一件、早速會計局長等相談致候得共、未夕是と信認スル程ノ人物ヲ尋出不申候付、不日何ニトカ可申上候間、其内御猶豫可被下候、不取敢拝答迄如此御座候也、頓首、

(一八四二)一九一六 薩摩藩、元帥、陸軍大臣)

五月十一日

巖

吉田先生
閣下

一一 福岡孝弟書簡

(一八・五×七二・五)

芳墨被投、御深情御尋被下候段、千萬忝奉厚謝候、実者小生當世流行熱相受ケ、存外之疲勞ニて本復致シ兼ネ、其儘御暇願候而旅行例ノ海水湯浴、則鎌倉より大磯ニ廻り保養罷在之都合ニて、漸く昨日芳墨ニ接シ、拝読を得候次第ニて、早速御報も不致延引、真平御免被下度候、尤小生旅行等ニて大分快を得申候、いづれ此五六日も致候ハ、全く帰京出頭可仕

与心得居候、右御わび旁下遅々御報申上度得貴意候也、頓首百拜。

(一八三五)一九一九 土佐藩、元老院議員、參議兼文部卿、樞密顧問官)

六月廿三日

孝弟

吉田賢臺

机下

尚以本文外者別紙ニ一応愚案等申上候、御覽被遣度奉存候、

一二 蜂須賀茂韶書簡

(一六・五×三八・〇)

拜啓仕候、儲者米ル十二日午后八時兩國煙火觀覽之為メ、ゼナル格蘭ト氏ヲ相招、夜會相催候間、尊臺妻君御同伴御光臨被下ニ於テハ大幸ニ奉存候、右御案内如是御座候也、

(一八四六)一九一八 德島藩知事、議定、東京府知事、文部大臣)

蜂須賀茂韶

七月九日

吉田清成殿

一三 谷 干城書簡

(一八・五×九一・〇)

今般洋行ニ付、隨行員之儀ニ付今日惣理大臣より人数被相尋候ニ付、大略見込之次第申述候處、成丈ケ減員之儀被促候ニ付、尚篤と勘考いたし候處、獨逸学者関澄藏ハ外邦之農業ニ精練ナル而已ナラス、本邦之実況も心得居候様被察、省中之事も略心得居候上、奥青輔隨行いたし候ハ、種田者差除候とも、左迄之差支も有之間敷と存候へは、同人ヲ除キ左之人數ニ取極候間、御承置被下度、

奥 青輔

柴 四郎

近衛第二聯第二大隊小隊長歩兵中尉

山田良圓

関 澄藏

道家 齊

牧野健藏

右牧野生者駒場農学校卒業之者ニシテ、當時同處助教ヲいたし居候者之由、奥之申出ニよれば十分見込有之候人物之趣ニ御座候、餘ハ拜届可申述候、不備、

(一八三七)一九一八 土佐藩、熊本鎮台司令長官、農商務大臣、貴族院議員)

二月十五日

干城

吉田殿 侍史

一四 谷 干城書簡

(一七・五×五二・〇)

先日者清招ヲ蒙り、厚々御興應ヲ被成下、近日之大快事ニ御座候、否御礼參上之筈之處、日々俗客ニ被煩、甚御無沙汰致候段、深々御海容願申候、孰參上御礼可申心得ニ御座候得共、餘り延引ニ付、先愚札ヲ以御礼申上候、匆々頓首、

七月廿七日

谷 干城

吉田清成殿

侍史

一五 吉井友実書簡

(一六・五×四三・〇)

西園寺殿江之為替一条、御面働成上申候、実名并居所別紙之通ニ候由、何卒今日中御廻シ被下度、御依頼申上候也、

一月九日

実名

西園寺望一郎

居所

佛国パリス

(一八二八、一八九二) 薩摩藩、司法、民部兼大藏少輔、元老院議員、枢密顧問官

吉田清成殿

吉井友実

一六 吉井友実書簡

(一七・〇×六五・五)

昨日ハ大ニ御面働成上、深ク御禮申上候、徳大寺殿も別紙之通申来候間、御承知可被下候、請取書も御落手可被下候、扱毎も手形二三通御遣被下候處、此節ハ壹通ニ而候、如何之次第ニ候哉、御尋申上候、御序ニ為御知可被下候、右御禮旁如此候也、

一月十日

吉田殿

吉井

一七 徳川家達書簡

(一六・〇×三四・五)

拝讀、陳者明三十一日相撲御催ニ付、午後一時ヨリ参趣候様籠招之趣、不堪感謝候、然ルニ昨日拝顔之節も略申述置候通、明日者兼而約束之来客有之、何分参堂致兼候間、甚乍残念不参仕候条、不悪御了承被下度候、先者前件貴酬旁如是御座候、頓首、

(一八六二、一九四〇) 徳川宗家相続、貴族院議員、議長

五月三十日

徳川家達

吉田清成殿

再申、御別紙之趣、是亦御厚意之段多謝之至ニ奉存候也、

一八 東久世通禮書簡

(一六・五×一〇六・〇)

今日ハ松方方へ御出と申事故、委細御聞トハ存候得共、山縣より条公へ申出候一件御相談申度、夜分ナカラ罷出申候得共、御留守中故、遺憾ナカラ不得拝面候、明日ハ御出勤御座候哉、明日内閣会議ニ而相決し可申ニ付、其前ニ御聞ニ達置、少々御智略借用致度、且又一昨日小田原之左右も大体ハ推察致置候得共、明朝十時比御出勤被下候得者、於院中拝語致度、右御出院無之ハ明日罷出可申、否御沙汰無之候得者出院致御面語致候積リニ致可申候、早々、拝具、

十一月十一日

(一八三三、一九二二) 公卿、神奈川府知事、元老院議員、枢密顧問官

吉田様

東久世

一九 上野景範書簡

(一七・五×七八・五)

七月三日

各位不相變御清穆奉南山候、儲昨年来御設立相成候、蠶紙江、内地用と輸出用との區別、過日来外国人も彼是之歎願承居候處、近來横浜内国商人も、内地用之蠶紙多分所持致居候者有之、右を海外輸出御許可相願居候趣、元來蠶紙ハ外品ト違、其期を失候時ハ、実ニ不用之者ニ相成、却テ有益之品を無益之者ニスル之儀ニ付、内地用之者ト雖モ、其商人共之願ニ依りてハ、直ニ輸出用之御許可相成候様、何と忝容易之仕方をして御所分ハ有之間敷や、若右御採用難相成情実も有之候得者、乍御手数数其旨趣御答被下度、此旨得御意候、以上、

(一八四四) 一八八八 薩摩藩、駐英公使、駐澳公使

十二月十三日

上野景範

吉田大藏少輔 両各位
松方租稅權頭 両各位

吉田大藏少輔

両各位

上野景範

乞貴答

二〇 野津鎮雄書簡

(一六・五×八〇・〇)

暫時者不能貴顔候得共、御安全之筈奉賀候、陳者甚自由奉恐入候得共、立花貞固ト申人物御省之内ニ御採用被成下ましく哉、当人者御一新前も功勞も有之候物ニ而御座候處、旧彈正臺江出仕いたし夫も不都合にて、随分用ニ者立人間ニ御座候付、偏ニ御依頼申上候、人物者高石采助能く存知いたし候、尤筆算者御座候、尚当人差上申ニ付御逢取被下、可然様御周旋奉希候也、

吉田清成殿

(一八三五) 一八八〇

薩摩藩、熊本、東京鎮台司令長官

野津鎮雄

二一 鍋島直彬書簡

(一八・〇×五五・五)

海浴御全家御適應ト奉賀候、述者昨宵者御漁獲之潑刺タル鮮鱗数十尾御忠投、早速児女家僕輩ニ至ルマテ、一同拝味仕候、御厚情奉感謝候、儲此一品珍カラス候得共、持合ニ任セ普呈候、御笑味被下候半ハ本惶ニ候也、勿々不整、

(一八四三) 一九一五

佐賀鹿島藩主、沖繩県令、元老院議員、貴族院議員

八月廿四日

直彬拜

吉田大兄

二二 森 有礼書簡

(二一・〇×五二・五)

先日御持帰之琉球島ニ付新聞紙、英文并加譯共、大藏卿ヨリ一覽所望申来候間、御覽濟之上ハ直ニ同卿方へ御廻付被下度候也、

十七日

有礼

吉田賢臺

二伸、明日改正二件ニ付、少々御内談いたし度、御出省被下候へ者幸甚、

(一八四七) 一八八九

薩摩藩、駐英公使、初代文部大臣

吉田全權公使殿

親展

森 有礼

二三 榎本武揚書簡

(一八・〇×二二四・五)

拜啓、薄暮之候、御近況如何、先頃者御微恙之段、新聞上ニ而承知候処、もはや御全快之事と存候、日清事件も honorable Settlement ニ帰シ候段御同慶之至、春敵大使の friendly disposition ハ清廷に good impression を遺シ候、専條批准者不日催促之積ニ候、随分言官等之不平ハ有之候趣側聞候へ共、近来李鴻章之権威漸く復故致し來候由ニ付、批准不相成等之氣遣ハ無之事と存候、佛件も無程和平ニ纏り可申趣、李氏之傳言有之候ニ付、多分確當と相信候、尤伊太里公使「リュカ」氏「パテノール」氏之私信西三日前ニハ、未だ本國を詳細之訓条無之ニ付、見据ハ未相立ト申越たる趣ニ候、露英之葛藤ハ多分干戈を動すニ至らずして事済可申趣、両公使話有之候、「グラットストン」氏今次之件而祖又ギの政略者「ビコンスアヒールド」をして地下ニ頷笑せしむへしと雖共、「ゴルドン」之靈ニ対してハ無申譯様被存候、

伊藤大使復命後該件ニ付、朝野之輿情新聞ニ出ざる分、チト御漏シ被下度、尤該件者清廷に於而ギリ、一パイの「コンセッション」ニ而、是より以上者トテモグメ之事たる御受合申候、

朝鮮後任者之人撰ニ就而者、兼而御話申上置候山田堤雲なる者可然旨、伊藤大使・西郷參議ニも申立置候、願クハ貴兄方も御賛成被下度候、舊友大島圭介も「カンチデート」之一人ニ外務卿迄申立置候へ共、梨子之ツブテニ而、一向成否相分不申候、

一伊公使「リュカ」氏若來月中旬頃、條約批准爲取換之爲め、漢城江出懸ケ候由、過日被話候、露の「ウェーブル」者日下赴韓之途中ニ候、

当表駐札露公使ボラ氏ハ歸心如矢、多分米秋キヌキ二者一去不再來るべく被存候、又当表英公使者未だ何人ニ落札すべき哉確報無之候、

午末令夫人江荊妻方宜敷申上候、

(一八三六)一九〇八

露臣 ロシア公使、通信・農商務・文部・外務大臣

五月十三日

武揚

吉田老臺

閣下

二四 勝 安房書簡

(一七・〇×七〇・五)

御事多く候中、態々所勞御尋被遣、御厚配忝奉存候、眩暈之方者先落附候様相成、唯々骨折之痛去兼、発泡等相用居候、

○御用立置候象山之手翰御返却正致落手候、当年者寒暖不定病人多、縣人抔多分病亡、老朽無用之小拙輩、在世罷在こそ不思議のもの、感慨不少候、平癒拜趨萬御物語可申上鳥渡御禮迄草々以上、

(一八三三)一八九九 勝臣、參議兼海軍卿、枢密顧問官

六月六日

安房

清成殿

友は皆おほかた消て跡なきを、残る我身そはかなかりけり
いくそ度足た、れむとせしかともいまたに消ぬ露の玉のを

老朽之述懐御一笑々々

二五 樺山資紀書簡

(一六・五×五〇・五)

尚中、會費金弍円御持參之儀ト御承知可被下候、

拜啓、益御清穆奉恭賀候、陳者今般海江田信義氏洋行ニ付、有志者送別會

相催度、御同意ニ於テハ来ル廿二日午後四時方芝紅葉館へ御来會被下度、御通知旁此段奉得御意候也、

(一八三七)一九三二 薩摩藩、警視總監、海軍大臣、初代台湾總督)

四月十八日

樺山資紀

吉田清成殿

追而御来會之有無ハ明後廿日迄、内幸町郷友會事務所ノ方へ御通知奉願候、又本文通知洩之向も可有之候半、御心当リノ向ハ御誘引被下度、此段申添候也、

二六 芳川顯正書簡

(一六・〇×五五・〇)

拝啓、愈々御清適奉恭賀候、陳者昨日途上御約束申上置候東京市區改正意見書尙本差上候間、御用閑ヲ以御覽被下候ハ、幸甚奉存候、一昨夏小弟赴任以来尤精神之注射スル所此点ニ在リ、万一御同意ニ候ハ、暗々裏ニ御賛成被下候ハ、仕合奉存候、右迄得貴意度、勿々、拝具、

(一八四一)一九二〇 徳島藩、東京府知事、皇典講究所長、国学院大学長)

十二月四日

顯正

吉田老兄

侍史

二七 海江田信義書簡

(一五・五×六〇・〇)

尚晚餐進呈可仕候也、

御安康被成御座奉敬賀候、先日ハ参省御妨仕候、其節粗御約仕置候通、緩々御高話拝承仕度、明七日又ハ来ル十日御繰合、午後御退省ヨリ直ニ

御入車奉召度、他人ハ相攘ひ可申心得ニ御座候、何分御報可被下候、早々頓首、

(一八三三)一九〇六 薩摩藩、奈良県知事、元老院議員、枢密顧問官)

十二月七日

海江田信義

吉田大兄

二八 海江田信義書簡

(一七・五×四二・〇)

拝啓、来ル廿二日午後五時ノ汽車ニテ当地出發、翌廿三日佛国郵船ニテ発航候、依テ来ル十五日芝紅葉館ニ於テ晚餐献度候間、何卒御繰合、同日午後四時方御臨席奉願度、乍御手数御諾否御報被下度候、頓首、

四月七日

海江田信義

吉田農商務次官殿

二九 高崎正風書簡

(一五・〇×一〇二・五)

寒威漸相募候得共、御清適御出勤奉拝賀候、然者別紙ノ先生過日黜職相成候、右ニ付テハ如何ナル過失有之候哉モ難測、当人ニおひて聊相覚候義無之、是迄縣中御取扱振等ニ付多少ノ情実等有之、定テ右等ノ事より相発候事ト胸中快々ニて候ヲ、同縣ノ友人土方・中村^史等密ニ憂慮、何卒本官ニ不復トモ、佗縣参事位ニ被仰付候様願度、既ニ御省中大小丞又ハ松方辺も内願ニ相及候得共、未夕老少共^江不申上置候間、生方懸々其情実演舌偏御憐察仰くれ候やう、昨日左院書記官細川某より中・土両士方ノ執次ト申事ニテ被相頼、今朝参省始一字間余奉待候得共御来無之故、以寸書此段奉願置候也、委細ハ松方辺より御序に可被申候、頓首、

十一月十八日

生等バンク失金ノ義、過日正院江も願立置申候、猶此上よろしく奉願候、乍序此段も拝啓候也、

(封七月)
鎖

(一八三六)一九二二 薩摩藩、宮内庁侍從番長、宮中御歌所長)

吉田大藏少輔殿

乞親拆

高崎正風

三〇 桐野利秋書簡

(一七・五×五四・五)

御壯猛御奉職奉賀候、然ハ太郎事類ニ先日々參、函館江いたし度申出候間、何分兄江相談之上、如何様とも可致旨申聞置候處、又、過日ハ来り、御暇奉願候處御聞濟等之事申出候間、其通や奉伺上候、若し無御差支ハ何卒御遣し被下度奉願上候、此段乍自由早、奉得御意候、敬白、

八月十日

二伸、全十二日品海出帆函館行之賦、兄も時候柄折角御保養專要ニ奉禱候、先御暇乞迄、

(一八三八)一八七七 薩摩藩、熊本鎮台司令長官、陸軍裁判所長)

吉田先生

要詞

桐野信作

三一 仁礼景範書状

(一七・五×五四・〇)

御安靜奉拝賀候、陳者御省出仕田島彦四郎義、今般朝鮮国へ出張致度旨、貴下へ内願仕候趣ニ御座候處、右者如何之御見込込者未夕拝承不致候得共、可相成者御操合、本人志願相叶候様、御取計被下間敷哉、此段迂生よりも

奉願候条、宜敷御領承被成下度候、敬具、

(一八三二)一九〇〇 薩摩藩、横須賀鎮守府司令長官、海軍大学校長)

十二月十六日

仁禮景範

吉田老臺

貴下

三二 花房義質書簡

(一七・五×五六・五)

今日者御所勞如何御座候哉、御案し申上候、昨夜者色、失礼之事御座候、今日外務卿ハ唯今迄不得面會候付、明朝必ス御列席ニて評決致し度段以書面申入置候、明日ハ半日仕舞ニも有之、旁老臺ニも特別御氣張、九字前ニ御出省御會合被下候様願敷御座候、

○陸軍よりも海軍よりも写ハ到来仕候、今夕中齋藤へ托し見合ニ為致候間、明朝可入貴覽候也、

(一八四二)一九一七 岡山藩、朝鮮弁理公使、ロシア公使、宮中顧問官)

花房義質

十二月一日

吉田大輔殿

今朝之御書へハ別ニ拝答不仕候事、

三三 花房義質書簡

(一六・五×七一・五)

韓使今朝風邪未治候付、今年後外務卿宅へハ參り兼候趣、唯今申越候、卿公へも其旨申上候、就テハ午後外務省へ御出向ニ不及申段御含迄申上候、尤明日ハ午前ナリ午後ナリ御殿御都合之節、參館之筈ニ御座候、時刻ハ明朝御出勤之コト故、茲ニ未定之義ノミ申上候、願クハ早メ御出勤

相願度奉存候、

花房義質拜

十五日

吉田大輔
閣下

三四 川路利良書簡

(一五・五×二九・〇)

御探索之趣細、被仰聞、奉謝候、尚勘考篤与御返事可申上候、此上御聞込之義も候ハ、時、御示諭奉願候也、

(一八三四、一八七九 薩摩藩、初代東京警視庁大警視)

三月一日

吉田清成様

川路利良

三五 川路利良書簡

(一五・五×二四・五)

銅貨之義ニ付相伺候処、鹿兒嶋方商人買入方ニ參候段被仰聞、右者實説ニテ昨朝者坂元鄭介殿杯回船ニテ致帰京候、巡查倉内と申スもの、咄ニハ、鹿兒嶋の錢買商人三四輩大小を帶シ、官買ラシキ風体ニテ相見得居候段、慥ニ承申候、此段御答旁為御心得申上置候也、

三月十六日

川路利良

吉田清成様

三六 陸奥宗光書簡

(一八・〇×七六・五)

尔後御多祥、珍重奉存候、陳者小生義明日より出府いたし候心得ニ御座候、

尤も外御用も有之候事ニ者候へ共、第一者彼ノ地券一件ニ御座候、此等者

御承知之通り、此縣之一大急務ニ候處、必ズ老兄之御助力を得申度候、

若シ御指支も無之候時者、兩三日中一應御出府被下間敷哉、左候へハ老兄

御着京迄者申出さず、御同席ニて申立度心組ニ御座候、萬一明日明後日ニ

も御出京相叶間敷哉、此段御回答被下度奉願候、以上、

(一八四四、九七 和歌山藩、兵庫縣知事、神奈川縣令、租稅頭、地租改正局長、外

務大臣)

十月五日

陸奥知縣事

吉田租稅權頭殿

三七 井上 毅書簡

(一七・五×二五九・五)

奉謹啓候、扱昨夕小松原へ托し、朝鮮之支那ニおける關係ニ付、小筆記与御覚候へハ、定而御落手被下候哉、清太宗之朝鮮を征服せるハ前後兩度ニ而、初度ハ天聰元年ニ戰勝之後、隣国之誼を以而結盟し、次ニ崇徳元年ニ二年ニ掛け親征シ、朝鮮王李倧臣ト称し、朝貢之約を為スに至て止ム、此事ハ大宗実録・東承録・聖武紀・大清一統志等ニ記載有之、又我國出版之事ニハ、清鑑易知録・清史采要ニも相見之候、

右両書為御参考差出し候、

右征服之事蹟ある上者、朝鮮之事ハ琉球と懸隔之相違有之候、公法ニ依リ局外より平心ニ論シ候へハ、朝鮮ハ公法ニ所謂半獨立之邦ニ而、即チバルバリー之都兒其ニおけると同様ニ而貢屬国ニして、外国交際にのミ自主之權を有するものとなす事至当と存候、

故に我カ今度之葛藤ニ付てハ、専ら一直線ニ我カ國之朝鮮ニおける直截

之關係ニ支那之干涉を容れざる事をのミ主張し、即チ朝鮮之半獨立たるの理ニ依り、其實際上ニハ自主之権ありて、朝鮮自ら其責ニ任すべく、我國ハ單純ニ條約第一條ニ據り、朝鮮と直接ニ談判すべきの論理を主張する事、最モ精確之議と被存候、是ニ反シ彼レ之屬邦といへるに對し、我レより非屬邦論を唱へ、彼ノ前年之琉球論と同一之論理を持せんとするハ議論横道ニ入り、我カ朝鮮ニ對せる處分之目的ニあらざるのミならず、且ツ恐らくハ水掛論ニ落ち、公法上之判断ニ於而も落着いたし兼候半欵、又假令戦端を開くに至候ても、要償問罪之名義を捨て、屬邦非屬邦之論を名とするハ、甚タ非策と存候、

故ニ路又往復又ハ照会ニ非屬邦論を大喝ニ提出するハ不可然欵、矢張トコ迄も據レ約照辨之主義を主張いたし度存候、是レ我レニ於而も十分強き論理也、

右者乍贅言為参考与縷陳候、頓首再行、

八月十二 (一八四三、一八九五) 熊本藩、枢密顧問官、文部大臣
井上 毅

吉田大輔殿

再伸、此書面御一覽後御返却被下度奉願候、

三八 勝 安房漢詩 (二三三・〇×五〇・五)

(開防「白雲深処」)

千秋一片昆溪月

曾照堂、蓋世雄

壬辰初夏

海舟勝安房

(藩政印「不知老將至」物部義邦)

三九 三条実美書簡 (一七・〇×二七・五)

面会致度候間、明朝九字入来有之度候也、

三月十日

二伸、明日差支候ハ、明後日退出掛入来可有之候、

(一八三七、一八九一) 公卿、太政大臣、内大臣

吉田大藏大輔殿

実美

四〇 三条実美書簡 (一六・五×二七・五)

承候、右者昨日拙者方速ニ花房へ幹地ニ遣スベシト申達候、電信と存候、取扱ハ井上毅引受申候、同人へ掛合有之度候、

吉田清成殿

実美

四一 三条実美書簡 (一六・五×五四・五)

紙面之趣承候、星亨一件ハ今日史官方相達申候、然處昨日外務卿参朝後、同人議論も有之候間、猶足下明朝参朝可有之候、内地旅行恣件ハ段々評議も有之候處、遂ニ外務卿見込之處ニ談判之筈決定候、尚面上萬々可申述候、早々回答如此候也、

六月十九日

実美

吉田大藏少輔殿

四二 三条実美書簡 (一七・五×三〇・〇)

先般濱殿ニ於而米國クラント氏

主上御對話之筆記、貴下手許ニ有之候ハ、借用仕度候、仍此段如此候也、

十月卅日

実美

吉田公使殿

四三 三条実美書簡

(一五・五×三〇・〇)

星亨一件、何分轉任無之而者不都合之旨、外務之論有之候ニ付、為其明朝會議候間、十字必參朝可有之候、仍此段申入置候也、

六月廿二日

実美

吉田大藏少輔殿

四四 某書簡(三条実美)

(一八・〇×三〇・五)

二白、少輔へも御通達有之度候也、

従福岡知事王別紙之通御申越有之候間、入内覽候、猶面上御談可申候得共、不取敢如此候也、

四五 三条実美書簡

(一九・〇×五二・五)

過日上野臨幸之節、クラント氏夫妻樹木手植之義、未委しく

主上ニハ不被聞食由故、右之次第柄宮内卿へ足下も具申有之度為、仍此段申入候也、

八月廿八日

実美

吉田大使殿

四六 岩倉具視書簡

(一六・〇×五四・五)

昨日来翰之處留守中不及貴答、扨明十日午後一時濱離宮江

親臨、グラント氏御懇話ニ付、大臣一名出頭云々、則宮内省より両大臣

江御沙汰相成候、右ニ付小生出頭可然内慮候得共、外ニ御都合有之、三條御陪席被致候、若前以而可含居義も候ハ、今晚三條江篤ト御話シ置有之度候、此段一筆申入候、已上、

(一八二五) 一八八三 公卿、外務卿、右大臣)

八月九日

具視

吉田清成殿

四七 岩倉具視書簡

(一六・〇×二六・五)

上野公園拝借、明朝被 聞召候答ニ候、

徳卿云々、何も承り候、尚今夕面上可承取候、早、以上、

即時

具視

吉田殿

四八 大久保利通書簡

(一八・〇×六七・〇)

拝讀仕候、意外之長滞在ニ而、漸々今日着仕候、扱段、高論拜承仕候、早速より種々之苦情承、悉皆事情も分兼候得ハ、方角も相立不申候故、猶篤与明了仕候上、方向一定可仕与愚考罷在候、西の海なる波のさへきは一先心安しと東路にたち帰りみれハ、豈図んや梓弓、都の春の御代としもなく、あめに散のこるはなハはつかに梢のみとりにのこり、柳のいともつれくし形勢、誠に本意なき事にこそ侍れ、何も面上御咄可申承候、

申陳居候、此人ハ議論も至極公平ニ而、且経験も有之候ものニ付、御勘考も有之候ハ、御一助も可有之歟、い細ハ福地より御嘶申事と奉存候、然處新聞云、承知いたし、実ニ嘆息なる訳ニ而御座候、決而大使より外人へ對し、負債之儀を兎や角被申候事ハ決而有之間敷、其邊之儀ハ弟之責ニ御座候間、最前より多少見込之齟齬有之候とも、誓而外人ニ口外無之様にとの事ハ、屹度論決いたし置申候、尤此度新聞之一条も承知候間、直ニ相糾し見候処、只一同驚き候まで之事ニ而、いづれも嘆息いたし候、是等之事者内外を不弁、公私を不知我意只張候事姦宦之所致ニ而、日本男子之所厭、使節一行ニハ御懸念有之間敷、其邊ハ大使も迂遠ニ付、為大使弟一言申陳置候、余ハ不申上とも、可然議論ハ兎も角、如此事為全幹如何ニも残愧ニ御座候、輕薄開化之弊ハ終ニ如此事不少、循善とならひ進ミ不申而ハ真之開化之境ニハ如何哉と平生掛念いたし居申候、○杉浦氏借財之處、御手元ニ而御引受被下候へハ、其通ニ而よろしく、御不都合ニ候へハ、都合纔之事ニ付、使節之方ニ而取はからひ置可、同氏ニ御内話之邊も有之ニ付、弟より一応申上置候、先ハ一書為其相呈候、其中時下御旨玉專一ニ奉存候、草々頓首、

五月一日

尚々、始終駈ケ違之様相成、緩々不得評話、甚残念ニ奉存候、何卒来月初旬ニハ渡歐いたし度、其中新約克邊ニハ一応出浮可申と存候、当地之處ハ月末ニ至り不申而ハ、所詮大略も定り申間敷と存候、実ニ此度ハ初発之一着を相失し、一跌再跌なども遺憾至極ニ御座候、漫ニ巧笑を求め候ハ、未国と云人と云其地位ニ不及、目的一定之上者、拙でも愚でも前議を持し候方、今日之調子ニ而ハ可然歟と奉存候、拜、

五三 大隈重信書簡

(一九〇〇・五二・〇)

造幣寮處分之儀、本日許可相済申候、御安心可被下候、就而者及御依頼置候東洋銀行江之達書案、早、御立案被下候様に相願申候、且又きがん江コペンセーション金之儀ハ、只今取調最中候、尚、孰レ拜面之上尚可申承候、為御報告旁草、如此ニ御座候也、

(一八三三—一九三三) 佐賀藩、參議、大藏卿、内閣總理大臣)

九月廿日

大隈卿

吉田公使殿

五四 有栖川熾仁親王書簡

(一九〇〇・五二〇一・五)

謹啓候、寒冷之候、先以

聖上倍御機嫌能御盛隆被為涉、恐悅奉存上候、貴位益御安泰、御勉務恐買不斜候、然者本縣異儀無之、官員共一同劬精勉勉従事、近來廳ヲ茂改轉致シ、隨而開化進歩ニ至り、且又管内庶民居合モ宜鋪、何等之故障茂無之候間、御安意可給候、將塩谷某大參事拜命、近日入縣之趣報知在之、就而者河田景與二者萬一轉任被仰付候様之御内意ニ而ハ無之哉と相見込候輩も不尠、早川權大參事ニも其邊不一方配意ニ而、別楮表野拙迄指出候ニ付熟覽候処、至極尤ニ相考、素ヨリ迂生ニも同意、諸事漸々改革、節目施行候ニ付而者專ラ委任、且從來之手續より此先之目途粗居り茂付候事ニ在之、同官今日相外シ候様ニ而者彼是差支申候間、御都合如何哉、一応内密相何度奉存候、決而新任之大參事ヲ相嫌疑識ニ者毛頭無之、此上ニも公撰之官員出張ニも相成候へハ、尚更力ヲ得候事希望致候事ニ候、早川書面即入貴覽候間、御落手可給候、公用方多忙主便に言上殘候也、恐、謹言、

(一八三五)九五 皇族、東征軍大總督、兵部卿、福岡藩知事、西南戰爭征討總督

九月三十日

熾仁拝

一白、時下折角御愛護專祈存上候、本月十九日豊津縣百姓共一揆相
発候趣注進二付、同廿一日朝第九字河田大參事・松浦少參事等境界迄
出張之處、豊津縣二者追及鎮定候二付、尚又管内農民共説諭ヲ加へ
御用済歸縣相成候条、其後何等之聞えも無之候、任序此段も申上置候、
指急大乱筆御判読希入候也、

太政大臣公

机下

五五 西郷隆盛書簡

(一六・五×一九九・五)

今日も御清祥奉賀候、陳ハ豊津縣參事橋口拜命仕候處、段々故障之趣承
候付、押而相動候様申論候得共、逆も人之頭ニ立て事を所候者ニて無之、
何分ニも人ニ指揮を受候ものなれハ、決而辞し候訳無之、水火ニ趣き候共
不慮との事ニ而、実ニ難渋かり候次第ニ御座候、全体刑官ニ久敷從事し、
此節登京ニ付而も、新刑取調方として出懸候義ニて、随分司法省ニ罷出候
道ハ有之間敷哉、少々相馴れ候處も有之候へハ、乍不調法相勤度、此節
柄ケ様ニ望を申上、不長所を以事を誤候而ハ、却而恐懼之仕合ニ御座候間、
是迄研究いたし居候處を以、不明之罪ニ陥候義ハ無致方事与存詰候間、何
卒右之方ニ周旋いたし具候様切ニ承候事ニ而、至而正道なる先生故、懇望
之方大ニ可宜与奉存候間致同意、彼省江頼入候様可仕候間、何卒彼方与掛
合御座候ハ、差支無之様御取計被成下度奉希候、跡代ニ付而ハ、伊地知
正治義左院江拜命いたし居候得共、素々不具之身體ニ而日勤等甚以難渋之
由ニ而、地方江轉任被仰付候へハ、無此上難有義念願いたし居候間、右を

被仰付候様御取計被下候ハ、却而橋口も地方官ハ可宜与奉存候付、何
卒御振替被成下度、左候ハ、左院方ハ私方形行を以宜敷都合可仕候付、
其段御含置被下度奉合掌候、頓首、
十一月十七日

(一八二七)一八七七

薩摩藩、參議、陸軍元帥兼近衛都督・陸軍大将

吉田清成様

要詞

西郷吉之助

五六 西郷隆盛書簡

(一六・五×五四・〇)

右人数先日より申上置候通、見廻ニて出席被仰付候様、急ニ相運候義ハ
相調申間敷哉、何卒宜敷御願申上候、以上、
十一月七日

出納掛

伊集院甚助

門松源之丞

租稅方

川上藤右衛門

吉田六一

吉田巳二様

要詞

西郷吉之助

五七 伊藤博文書簡

(一八・〇×九四・〇)

過刻ハ御兄へ失敬、歸路ハコロネルと聯騎ニ而暴馬之為襯衣迄濡れ申候、乍然今日之陪遊ハ甚奇觀を極メ、快然之至ニ御座候、貴賓連中ハ如何ニ御座候哉、定而大勞れと被察、尋問ニも差控申候、

別冊ハ琉球一条眼目之論旨、真之ドラーフトニ御座候へ共、香港鎮臺之密勸も御座候ニ付、ヨング之手ヲグラントニ内覽を乞ひ置申候、御疲勞中甚恐悚之至ニ御座候處、右之写一本差上候間、一応御瀏覽被下候へハ大幸之至ニ御座候、尚時機を見計らい、同人之意見をも相窺度候ニ付、精、御注意可被下候、又此一条談話之節ニは賢兄も御一同ニ而、言語之不足を御補助被下候へハ、殊更都合宜布候間、御含置可被下候、余ハ讓拜晤、匆々敬具、

七月二十一日

(一八四一・一九〇九 長州藩、初代総理大臣、枢密院議長)

吉田賢臺
密啓

博文

五八 伊藤博文書簡

(一六・〇×一二〇・〇)

過般來向通之貴翰、慥ニ相達謹讀、先以御清迪恭賀此事ニ御座候、小生儀依舊不相變瓦全、乍憚御休慮可被下候、去説大久保氏暗殺云々之事ニ付而ハ、如貴論遺憾無限事ニ御座候、国家之大不幸、實ニ不過之候、

米国海軍士官カウルス夫婦へ御添書相達候ニ付、早速夫婦共相招、吹上ケ禁園中ニ而午飯杯為致、尤同日ハ西郷・河村も同伴せり、其後Mr.Coule横浜之寓居へ被相招、西郷同道ニ而罷越申候、

日米両国間條約之調印も相済候趣、老兄御尽力之所致、一同欽賞此事ニ

御座候、

パテント局創立之事被仰越候處、是ハ俄ニ取設候事ハ甚難ク、三四年爾來小生も数々為取調見候處、外国之制度も不一樣、随而發明者之權利ヲ保護スルニモ輕重有之様相見、議論相定兼候中免角惱敷故、昨年来相捨置申候、いつれ老兄も近々一応御帰朝之由ニ付、尚御面晤之上委敷御相談可申上候、先ハ拝答迄匆々如斯御座候、時下折角御自愛是祈、頓首再行、

八月廿三日

清成賢臺

内陳

博文

五九 伊藤博文書簡

(一八・〇×九三・〇)

第十五号電報之趣を以致推察候得ハ、支那政府ハ日清交渉事件談判之権力ヲ丸々呉太微ニ不委任事ト相見候處、全權ヲ不附與とは最初ヨリ致承知居候へ共、商辦之権モ更ニ無之者とは総理衙門之食言モ又甚シト謂ハサルヲ得ス、大使ノ電報中支那ヲ督責セヨトノコト一言モ無之候ニ付、何等ノ考案ナルカ難推知候處、愚考ニ而ハ榎本ニ命シ総理ニ照會セシムルカト存候處、尊慮如何御氣付一応致拜聴度、為其匆々拜具、

十一日夜

博文

吉田賢臺

六〇 黒田清隆書簡

(一七・五×四三・〇)

拝啓、昨夜者折角尊來之處、乍毎大酩酊大失敬、真平御有免可被下候、然るニ惴惴仕候一条者、幾重ニも邦家之為メ奉伏冀候、本日御退出掛ケ御枉駕被成下候の處、近比恐縮之至ニ御座候得共、遮タル用向出来、外出不

致テハ不相叶儀ニ付、甚不本意千萬ニ御座候へ共、御断申上候、いつれ明朝尊邸之様拝趨可仕候、此旨草、敬具、

一月十四日

清成盟兄

左右

(一八四〇、一九〇〇) 薩摩藩、參議、内閣総理大臣

清隆

六一 黒田清隆書簡

(一七・五×六五・〇)

拜啓、先日者尊来、乍毎御失敬御看免可被下候、御下命之通、伊藤君へ篤卜面晤を得申候間、乍憚御放念可被下候、然者一昨日廣東へ近接シタル河川要塞云々、二付、各国公使より総理衙門へ夫、談判セリ、同門二者至当卜見認メ取合ハス、又退テ我清國卜條約面二者各国同様之真之局外中立之公法を踏ム譯ニ參らず、英国其ノ他へ御返答、且又我ヨリ派出之指令、将官二者如何之訓令相下ニ候哉、乍婆心極内密伺上候、実ニ後日風波之種を蒔置サル様具、預メ尤注意肝要之大事件卜愚考罷在、取敢す要用如斯ニ御座候、此旨草、敬具、

一月廿日

清成盟兄

左右

清隆

六二 小松帯刀書簡

(一六・五×六五・五)

御懇書被投忝奉謝候、先者御安全御勉強奉恐賀候、陳者御留学御趣意云々、義、縷々承知仕候、御留学之件者別紙御酬仕候通、疾御承知相成候事と奉存候、此上者十分ニ御精業具、奉禱候、於本朝富国強兵之道相立候様、於廟堂も心配之様子ニ御座候、先当年中もいたし候ハ、夫、道も相付候

半卜存申候、申上度件者山海有之候得共、明日佐土原世子神戸も揚帆之由ニ而差急不被尽意、後便卜閣筆仕候、先者貴酬迄匆、頓首、

己巳

九月十日

小松

(一八三五、一八七〇) 薩摩藩、家老、徴士参与、總裁局顧問、外国官副知事

永井様

六三 寺島宗則書簡

(一七・五×一四〇・〇)

四月六日発両通之別信拜手致披露候、愈御佳勝御奉務所深賀候、賢兄御帰休之義者、先便申進候通税論一結局之上ニ無之候而者、上申可及都合ニ至兼候、代理之義者吉田二郎へ及内論候處、来九十月之間ニ合候様、当方相發候義故障無之旨申出候ニ付、新条約調印相濟候欵、又ハ条約改定他諸国と開談切迫ニ付、米國ノミ暫時間新約を締候共、無益ニ属候様彼政府ニ而心付、調印見合相成候ハ、夫迄ニ而、賢兄之事務一結局と見做、御帰国許容可相成、其前如何なる事情有之候共中止帰朝之義不都合と存候、若又米政府於て先般より之談判行掛ニ而、新条約調印取止候ハ、他外国同様直ニ旧条約改正談之事申入度、右者申入候時方一ケ年二者彼方もその為派出相成欵、又ハ当方在留公使へ改定之事被任候欵之處御申入可相成事と存候、右之手順者過般欧州派出公使へ相達居、訓状写入貴覽置候通ニ有之、別ニ委任状者不用之手続ニ付、直ニ同様御取計可然候、右拝答及び度如此候也、

(一八三三、一八九三) 薩摩藩、神奈川府判事、外国官副知事、外務卿、枢密顧問官

寺島宗則

五月十七日

全權公使吉田清成殿

過日電報および候通、大久保暗殺、実ニ可驚可惡事變、頻ニ兇徒糺問中ニ有之候、餘黨ハ多分無之趣、併又別ニ此様之暴行不発様着手相成居候、此等輩之為決而從前政府之目的動搖不致事ニ一同致注意居候、今日午後二時同氏送骸之式有之、実ニ内外切齒痛悼至極候、

六四 寺島宗則書簡

(一六・五×七八・〇)

御無事御着米奉拝賀候、実者御令聞之鉄路行如何可有之哉、頻ニ御案申事ニ候處、何も御障ハなかりし事大慶也、大統領謁見も速ニ相整候由、是ハ公認之一證難欠之禮、安神此事ニ御座候、第二回之御投書中、博覽會之事御細陳ニ付、速ニ廟議可及候、浅野昇級之事ハ公信申進候哉、既ニ御高論之通取計之積ニ而有之、直ニ取計可申候、当方過日大久保・伊藤等下阪之處新聞ニ、別地ニ黨論を醸すと云説を流布し外紙ニも蔓延、必御電覽可相成、何も無キ事ニ候間、御疑被成間敷候、其餘別事無之、過日志村翁轉任ニ付、度々及面晤、先生之御嚙杯いたす事ニ御座候、此段拝復迄如此御座候、頓首、

三月三日

寺島宗則

吉田公使公
侍史

六五 西郷従道書簡

(一七・五×七四・五)

尚々、静吾儀ハ来ル十七日方御遣被成候や、左候得ハ仕舞方為致置

可申候間、何分為御知可被下候、

山沢之云々、難有奉拝謝候、直様免職相成候儀、正院へ申出候間、左様思召可被下候、將亦先日御談示いたし置候武器取締之云々、尚篤与取糺候處、当方も直ニ運上所江相達候儀ハ全無御座、乍併追々不法之取捌有之趣相聞、略御咄仕置候通、不得止情実もして鎮臺且諸懸開拓使等江相達候之間、何卒御賢慮を以可然様被御取計置被成下度奉希候、先ハ不取敢報復旁用向而已荒々如此御座候、以上、

即刻

(一八四三)一九〇二 薩摩藩、隆盛実弟、台湾蕃地事務都督、海軍大臣

吉田清成先生

西郷

拝答

六六 西郷従道書簡

(一六・〇×七三・五)

過刻ハ推参、奉厚謝候、即山沢江面會いたし彼是申聞候處実ニ相喜ひ、明日中拝顔之上当人も情実詳ニ申述、可奉懇願との事候間、左様思召被成下、尚御尽力奉希候、然處只今衣服着替いたし候處、御宅ニ而取替候や、煙草入二ツ衣中も相顯れ、誠ニ以当恐いたし候、亦帽子ともニ取違ひ候哉、不覚千萬御座候故早々為持、御吟味且御断旁申上候間、何分御返答可被下候、御宅も更ニ別宅江参り候儀も無之、決而貴宅ニおいて取問違候半、萬々御海容平ニ奉萬謝候、勿々不取敢奉得貴意候、如此、頓首、

二月十一日夜

吉田先生

閣下

西郷拝

煙草入相添

六七 西郷従道書簡

(一六・五×四七・五)

久々不得拝顔候得共、弥増御堅勝奉拝賀候、然ハ先達も愚兄も御願仕候
汾陽五郎左衛門・山口孝右衛門兩人、当分御親兵大尉相勤來候處、御案
内之通右兩人之儀筆文ニ相達、勿論汾陽杯ハ如何様の仕事ニ而も能弁別い
たし候人柄ニ御座候間、何卒速ニ御採用相成候様、御周旋被成下度、尤
外ニも筆算達者成人物御入用も被為在候ハ、早々野生江為御知被成下候
得ハ、速ニ隊中江吟味いたし、姓名等申出候様可仕、尚内情委細得拝顔、
篤寺可奉申上候得共、不取敢右兩人之儀至急御願申上度迄、荒々如此御座
候、匆々頓首、

十一月廿四日

吉田大藏少輔様

要詞御直披

西郷従道

六八 川村純義書簡

(一八・五×五一・〇)

今日も御安康被為成御座奉拝賀候、然ハ先夜ハ罷出、御高話拝聴、且亦
結構之美服迄も御無心、難有奉拝謝候、直様致着用、別而容貌も勝れ候と
存申候、此龜煙草在合二付、進献之いたし度、御笑留被下度奉願候、御

閑暇之節ハ何とそ御咄に御光駕被下度、芝増上寺隱居寺、同所飯倉町狸
穴と申所江住居罷在候ニ付、町田先生之邸も五町余先之方ニ而御座候、い
つれ近日拝眉旁可申上候、以上、

二月八日

二白、拝借之御不呂敷御返上申候也、

寺島様御内

吉田已二様

川村

(一八三六、一九〇四 薩摩藩、海軍卿)

六九 川村純義書簡

(一六・五×六九・五)

御安康被成御精務奉賀候、然ハ今般海軍定額御内決之處、天君も被仰
立候趣も被為在旨拝承、就而ハ如何御都合ニ可有之哉、至急何分御申出相
成候様、可然奉願候、此間も罷出御内談旁申進度賦ニ御座候得共、色々
と取紛れ、甚御疎遠罷過候、海軍ハ定額其後不相定、追々申出通りハ御
渡方相成候得共、いつれ至急御定不相成候而ハ今日之目途不相立、不都合
之儀も不少、御互ニ不可然事ニ候間、至急御省も催足業申出被遣度生方
至要荒々如此御座候、以上、

正月廿七日

吉田様

川村

七〇 川村純義書簡

(一八・〇×三八・五)

御安康奉賀候、陳ハ以書中甚自由之至御座候得共、御所持之月毛馬今日
只今も島津家も借用相願具候様承知候間、御差支無御座候ハ、此者江為

御牽御差出被下間敷や、いつれ拜鳳委細可申上候得共、生方早々奉得貴意候也、

十月廿六日

清成先生

純義

七一 井上 馨書簡

(一八・〇×三七〇・五)

五月廿五日附之貴内信、本月念六藝州敵島之僑居ニ於而接手致拜見候、老兄始御全家御清福之条、歎賀此事ニ御座候、扱先般内、申述候佛國ミツシヨ一件ニ付、縷々御来意之趣領承仕候、兼而生ニ於而ハ老兄を頻度存込候方、伊藤とも申談之上云々、申述候義ニ候處、其后大山ニ於而深々致渴望候方紛々議論を惹起し、事遂ニ團圓ニ不至、生等希圖之意も空敷貫徹せざる耳ならず、種々貴兄之御配慮をも醸し候段、遺憾之至ニ御座候、宜敷御諒恕被下度候、

貴館在勤書記生之義ニ付、云々御申立相成候、尤右ハ三ヶ条中孰レカ採用可致様、上野迄申遣置候間、何分之處置ニ可及と存候、

今般官省之震力ハ独り海外ニ而已勢を示し候姿云々、御来示之段彼相公方觀察を被降候節ハ、一応右様之御疑惑を生し候も御尤之事と存候、乍併最初財政困難論起りし方、或ハ外国債を募り、之を救治せんとの説も有之候處、是ハグラント氏方も不可然との忠告有之、亦生等ニ於而も困難ハ困難也と雖も、未夕外債を可募程之場ニハ不立至事と相考、種々論議之末、遂ニ官省之費額を節減し救済之一方ニ充んと決定致し候處、生義ハ御承知之通り一身而体ニして、強而外務省而已を保護せんとする時ハ、

折角之決議故異議申出し難く、救済之方法も画餅ニ属し候勢ニ付、断然決意し、減額を甘受致し候義ニ有之、右之為メ開拓使杯ハ一時余程之議論も有之候得者、終ニ劣弟之尽力ニ而減額と相成、海陸軍省ニ於而も巨額を節減せられ候事ニ而、実ニ此義ハ政府ニ於而も萬不得已辺方被奉行候事ニ有之、殊ニ客歳来所在一般国会論沸起し、囂々紛々容易ニ静定ハ無覺束、追々憲法ニ而も設立無之而ハ相叶間敷被察、彼是以重閣ニ於而も斯る猛断を被施候義ニ有之候、外務省而已ニ取り而ハ自ら生之處置不十分之様ニ可被察候へ共、如何ニせん、生ニ於而ハ前陳之通ノ内外ニ關係之身分ニして、苦心不啻百万方尽力之上、先ツ是迄ニ推及し候事ニ有之、敢而可成事を緩慢等閑ニ附し去り候訳ニハ無之候条、其邊厚く御諒察被下度希望仕候、

生義も春來脳痛ニ罹り、種々加療候へ共、兎角果敢々敷無之間、醫師之勸告ニ從ヒ、各地旅行保養之義相願、三月下幹方五月中旬迄甲府名護屋を經、京摂間へ漫遊仕候処、何分不相勝候間賜暇再願之上、去月八日東京東京出發、四週間程但州湯島之鑛泉ニ入浴し、本月廿二日方轉して当巖島ニ於而海水浴を相始候、昨今ハ大ニ気分も相勝れ快癒ニ向ひ候間、来月中ニハ東京へ罷帰り可申候、数月間之外遊種々之風説も可有之候へ共、全く病氣保養之為ニして、決而不平心も離京候譯ニハ無之候条、御承知被下度候、

先ハ貴酬迄勿々如此御座候、余ハ帰京之上追而可申述候、以時御自保奉祈候也、頓首、

七月廿八日

(一八三五)一九一五 長州藩、外務大臣)

井上 馨

吉田清成様

追啓、志村氏之事ニ付而ハ、度々御書通を蒙り候ニ付、精々心配仕候へ共、何分減額之際意外ニ運兼、漸過日吉井之周旋を以而宮内省へ出仕と相成候、併し俸給等ニ至而ハ不十分、御氣之毒ニ存候へ共致方も無之、不悪御推忍被下度候也、

七二 井上 馨書簡

(一七・〇×五六・五)

拝讀、今日之電報は実ニ可驚事柄ニ候得共、英魯アフガニスタンノ始末迄克く注意候而、其和戦分ケ候之處ニテ方向ヲ相定メ候方と奉推察候、餘り大計を早ク極メ候と困難ヲ生シ可申と相考申候、何レ明日篤と御相談可仕候、敬白、

四月十九日

清成殿

馨

七三 松方正義書簡

(二〇・〇×一三八・〇)

拝啓、御堅勝之御事之由奉敬賀候、陳本日者御話所江自然御伺申上度存候處、青木と御談合之由ニ而差扣居候折柄、又青木も帰閣相成、差續彼之一条直ニ閣議ニ取掛候處、御異見之趣逐一承知、即座ニ一同無異議相決、引續御覧之手續迄相運ひ候次第、御安心可被下候、夫故退閣遅方相成候處、官舎江御光臨為被下由候、誠ニ失敬之至ニ御座候得共、右次第故不悪様御海恕可被下候、陳者本日之御異見者為邦家大幸、深く奉謝候、いつれ拝眉細事可申上候得共、右御断旁如此御座候、頓首、

(一八三五、一九二四 薩摩藩、参議・大藏卿、内閣総理大臣)

二月十八日夜

吉田賢臺下

正義

追而明日者午前十一時と内務大臣・地方官被相招候付被誘、随分遅刻可致と奉存候間、何卒後日退院之折御立寄被下度奉頼候也、

七四 松方正義書簡

(二〇・五×六九・五)

今日迄者出仕難仕、何卒可然様御依頼申上候、別冊御用之趣承知セリ、是者御手許江差上切ニ而差支無之間、左様御落手可被下候、昨日承知候之中山之事も、兎角近日中ニ出仕之上、尚亦奉承知候、拜具、

七月三日

再白、御閑静之折ハ御遊歩ども有之候ハ、近代之新聞も拝承仕度奉存候、併御多忙之折強可申上候様ニ而ハ返す、無之、不悪御汲置是願、

吉田少輔様

松方拝